

麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令第2条の解釈と具体例

★政令における用語の解釈を以下のとおりとし、それを基に想定される具体的な製品例を例示

- 油脂**：グリセリンと脂肪酸が結合した化合物を90%以上（※1）含むもの ○**常温**：15～25℃
- 液体**：流動的で一定の形状を持たないもの ○**粉末**：日本薬局方における粗末以下の粒度のもの
- 水溶液**：水に物質を溶解させた液又は分散させた液（粘度100mPa・s未満（※2）かつグリセリンと脂肪酸が結合した化合物の含有率10.0%未満（※3）のものに限る。） （※1）、（※2）一の位を四捨五入する。 （※3）小数点第一位を四捨五入する。

①油脂（常温で液体のもの）、粉末 10ppm

想定される製品の例

- ・CBDオイル、ヘンプシードオイル、化粧オイル等【植物油】
- ・CBDパウダー、プロテイン等【粉末類】 等

②水溶液 0.1ppm

想定される製品の例

- ・清涼飲料水、アルコール飲料、化粧水等【アルコール水溶液を含む水溶液】
- ・牛乳、植物性の飲料等【コロイド溶液】 等

③その他 1ppm

想定される製品の例

- ・菓子類、錠剤、バター等【固形物全般】
- ・電子タバコ等【グリセリンと脂肪酸が結合した化合物、水を含まない有機溶媒製品】
- ・シャンプー、リンス、乳液、クリーム、マヨネーズ、バーム、ドレッシング等【粘性が高い、若しくはグリセリンと脂肪酸が結合した化合物の含有率が高い、又はその両方の水との混合物】
- ・ゼリー等【ゲル状でグリセリンと脂肪酸が結合した化合物を含まない半固形物】 等

※全ての製品は、常温における状態で区分を判断する。

（例）氷菓のように、凍結された状態で販売されている製品であっても、常温において液体となるものは、液体となった状態で判断。

※混和せず、容易に分離できるものについては、分離したもので区分を判断する。

（例1）カプセルのように、粉末や液体を皮膜内に充填させたもの等は、その内容物で判断。

（例2）シート化粧品のように、不織布に液体を浸潤させたもの等は、その液体で判断。